第９号

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育推進室　令和7年3月21日

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目１番１号 TEL06-4309-3268

学校教育基本目標

すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を

重点目標

- 総合的視点に立つ教育の推進
- 人権尊重に徹した教育の実践
- 「探究と対話」をもとに学び続ける教職員へ
- 信頼に応える学校園づくり
- 学校園・家庭・地域の協働

生徒会交流会（東大阪市議会議場にて）

令和７年２月１２日（木）、生徒会交流会が東大阪市議会議場で開催されました。

今年度は、市内２５中学校生徒会と日新高校生徒会に加え、弥刀小学校と池島学園児童会も参加しました。

第１部では、アイスブレイクとして多くの児童生徒と会話をすることを目的としたスタンプラリーを実施しました。

第２部では、はじめに盾津中学校生徒会から１１月９日に大阪府内の各市町村の代表中学校が参加して開催された「大阪府生徒会サミット」の参加報告がありました。

次に、小学校児童会から、「クリーン作戦」や「防災の取り組み」について、実践報告がありました。

その後、中学校の４グループから全体への提言が行われました。特に「食品ロス」をテーマとした提言では、「自分の学校ではこのように実践した」「このように全校生徒に伝えた」など、生徒たちが工夫を凝らした発表があり、例年以上に活発な意見交流が行われました。

参加した児童生徒からは、「初めは緊張したけれどすごくいい雰囲気でとても楽しかった。」「議場での交流はとてもいい経験になった。」「たくさんの人が手を挙げていてびっくりした。」「他校の取り組みを自校の参考にしたい。」などの感想が聞かれました。

第１部　スタンプラリー

第２部　児童会から報告

第２部　各グループからの提言

全体集合写真

愛ガード運動推進事業２０周年記念式典

「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に平成１７年からスタートした「愛ガード運動」が２０年目を迎えたことを記念して、令和７年２月２０日、東大阪市文化創造館小ホールにて「愛ガード運動推進事業２０周年記念式典」を開催しました。来賓を代表して、市議会議長及び校園長会会長から感謝の挨拶があり、市長から各推進委員会の代表へ感謝状と記念品が贈呈されたほか、中学生から日ごろからお世話になっている愛ガードさんへの「感謝の作文」を披露しました。

また、発足当初から、子どもたちの登下校時における見守り・見回り活動等を行っていただいている愛ガード運動協力員２１８名の方へも感謝状を贈呈しました。

愛ガード運動協力員さん、いつも子どもたちのために本当にありがとうございます。

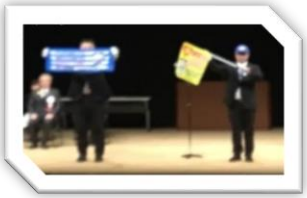

未来を創る子どもたちの挑戦！ 探究アワード in 東大阪

東大阪市では、「自ら問いを見いだし解決したい課題について、自分と社会のより良い在り方を実現する力の育成を図る」ことを目的に、**“探究アワード in 東大阪”**を実施しました。

本アワードでは、子どもたちが身の回りの課題や興味のある事柄からテーマを設定し、探究しながら考えを深め、その過程と成果を音声付きのプレゼンテーション動画としてまとめます。審査の結果、以下の作品が探究大賞及び教育長特別賞に選出され、令和７年２月18日には表彰式が行われました。

受賞者は野田市長の前でプレゼンテーションを行い、日々の学びの成果を堂々と発表しました。どの作品にも、子どもたちが主体的に課題をとらえ、その解決方法をわかりやすく伝えようとする工夫が見られました。

このように、自ら課題を発見し、深めた考えについて説得力をもって他者に伝える力は、これからの社会で求められる重要なスキルの一つです。東大阪市では、今後も探究的な学びにつながる授業や教育活動を実施していきます。

プレゼンテーションしている様子

野田市長より表彰される様子

探究大賞

「寝ぐせの公式」　（布施中　３年生）

「日本一事故が少ない市へ」（英田北小　６年生）

教育長特別賞

「中国大返しの謎」　（縄手小　１年生）

巡回相談・巡回指導を行っています

園児児童生徒が円滑に学校園生活を過ごせるよう、『東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）』に協力いただき実施する事業です。

	巡回相談	巡回指導
事業の概要	東大阪市立障害児者支援センターの児童指導員が、園児・児童・生徒の学校園での様子（授業・保育等）を観察し、学校園における指導をはじめ、子どもの発達障害に係る特性をふまえた個別の支援内容や環境づくり等について学校園や保護者と共に考え、助言を行います。 また、学校園の支援体制の見直しや、学校園全体の支援の手立てを探るきっかけとするなど、「先生方への支援」も目的の１つとしています。	東大阪市立障害児者支援センターの理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)が、園児・児童・生徒の肢体の機能や言語面等の課題に応じた生活介助や支援方法、また機能訓練等について指導助言を行います。 この巡回指導は、就学前及び就学後の一貫した指導を行うため、定期的・継続的な制度として行っています。
対象	発達障害の診断を受けている園児・児童・生徒	主として肢体不自由のある園児・児童・生徒
回数	計３回（申し込み年度２回、次年度１回※） ※年長、小６、中３で申し込んだ場合、次年度の巡回は原則ありません。	年間１～２回
内容	【20分間の観察】 通常学級、支援学級等本人の課題がよりわかる場面で設定 【50分間の相談・指導助言】 個別の連絡票と参観の様子を基に具体的な支援についての助言	【45分間の協議・指導助言】 PT,OT,ST が教職員、保護者などから相談を受け、身体の状態の確認等を通して訓練方法等について指導助言を行う。 【指導例】 ・姿勢保持のための体幹トレーニング方法 ・お箸をもてるようにするための手の機能訓練方法 ・絵カードを使用した言語訓練方法